

町長への手紙・ご意見箱

芦屋町では、「まちづくりは町民全員が協働してつくるもの」と考え、町政への提案や意見などをいただく「町長への手紙」と、「ご意見箱」があります。今回は、いただいた町長への手紙・ご意見箱の中から抜粋して紹介します。



▷問い合わせ 広報情報係 (☎223局3569)

手紙 芦屋町図書館に図書除菌機を設置してほしい

本に付着したウイルスを除菌できる機器があれば、みんなが安心して本を借りられると思います。検討をお願いします。

(50歳代・女性)

回答 図書除菌機を設置を検討します



現在、職員が手作業で消毒を行い、本を清潔に保つよう努めていますが、さらに皆さんに快適に利用していただくため、図書除菌機を設置を検討します。

(生涯学習課回答)

一 図書除菌機の設定決定 一

新型コロナウイルス感染症対策として、書籍を除菌し図書の衛生管理を行うため、芦屋町図書館内に図書除菌機を設置します。設置は令和3年2月ごろの予定で、誰でも利用できます。

※図書除菌機＝書籍に30秒間紫外線を照射することでページの中まで殺菌するほか、送風によりページ間のほこりなどを除去します。

●町長への手紙やご意見箱は、町民の皆さんの声を町政に反映させるためのものです。まちづくりの提案や意見、日常生活の中で感じていることをお寄せください。

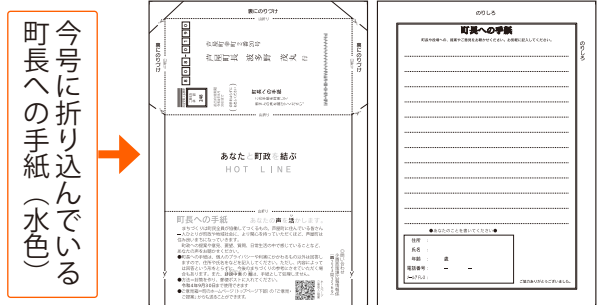
●町長への手紙やご意見箱は、必ず町長が目とおし、個人のプライバシーや利害にかかわるもの以外は、差出人へ返事を送ります。できるだけ、名前と住所などを記入してください。なお、誹謗中傷の類は受け付けません。

▷町長への手紙(用紙)の設置場所

役場2階企画政策課、町民会館、中央公民館、山鹿公民館、芦屋東公民館

▷ご意見箱

芦屋町のホームページにある「ご意見・ご提案」から送ることができます。



住民基本台帳の閲覧状況の公表

▷問い合わせ 住民係 (☎223局3531)

住民基本台帳の閲覧が下表のとおりありましたので、住民基本台帳法の規定により公表します。

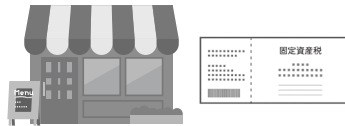





【閲覧状況】 令和元年11月1日～令和2年10月31日

閲覧年月日	閲覧申請者	委託者	閲覧事由	閲覧の範囲
令和2年 2月13日	一般財団法人 中央調査社 会長 大室 真生	国立研究開発法人 国立がん研究センター 理事長 中釜 斉	健康情報に関する調査のため	正門町に在住する20歳以上の日本人男女35件
令和2年 2月13日	一般財団法人 中央調査社 会長 大室 真生	公益財団法人 生命保険文化センター 代表理事 浅野 僚也	生活設計に関する調査のため	江川台および花美坂に在住する60歳以上の日本人男女20件
令和2年 6月5日	日本工営株式会社 福岡支店 支店長 渡邊 俊光	国土交通省 九州地方整備局 遠賀川河川事務所 所長 大野 良徳	遠賀川総合水系環境整備事業の評価に関するアンケート調査のため	芦屋町に在住する20歳～79歳の日本人男女37件
令和2年 7月8日	一般財団法人 輿論科学協会 理事長 井田 潤治	総務省 大臣官房総括審議官 秋本 芳徳	通信利用動向調査の対象世帯の標本抽出のため	船頭町、中ノ浜、緑ヶ丘、大字山鹿に居住する20歳以上の男女43件

新型コロナウイルスの影響を受けた事業者の皆さんへ 税の軽減・助成金・支援金の申請は済みましたが 申請期限が迫っています

手続きは
おはやめに

町ではさまざまな支援策を行っていますが、申請期限を過ぎると受け付けできません。
期限までに申請の手続きを行ってください。

	令和3年度固定資産税 (償却資産・事業用家屋)の軽減	町内飲食店向け新型コロナウイルス 感染防止対策助成金	芦屋町家賃軽減支援金
内容	<p>新型コロナウイルス感染症の影響で、収入が減少した中小事業者などの令和3年度の固定資産税(償却資産・事業用家屋)を軽減します。</p> 	<p>新型コロナウイルス感染防止対策としてマスク、消毒液、非接触型体温計、仕切りアクリル板などを購入した経費に対する福岡県の助成に、町が上乗せして給付します。 ※県に申請した後に追加購入した物品も対象になります。 ※令和2年4月1日～12月31日に購入した物品が対象です。</p>	<p>売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、国の「家賃支援給付金」または福岡県の「家賃軽減支援金」の給付決定を受けた町内の事業者に、町が上乗せして「家賃軽減支援金」を給付します。</p> 
対象	<p>中小企業庁や金融庁の認定を受けた税理士や金融機関、商工会などから収入減少の認定を受けた中小事業者など</p> <p>【軽減率】 令和2年2月～10月のうち、連続した3カ月間の収入減少割合が前年同期と比べて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・30%以上50%未満の場合 = 2分の1軽減 ・50%以上の場合 = 全額軽減 	<p>次の全てを満たす事業者</p> <ol style="list-style-type: none"> ①町内に営業の実態があり、申請日時点で飲食店または接待を伴う飲食店などを運営していること ②福岡県飲食店向け新型コロナウイルス感染症対策助成金または福岡県接待を伴う飲食店等向け新型コロナウイルス感染防止対策助成金の交付を受けていること ③暴力団などの反社会的勢力との関係がないこと 	<p>次の全てを満たす事業者</p> <ol style="list-style-type: none"> ①国の「家賃支援給付金」または福岡県の「家賃軽減支援金」の給付を受けていること ②申請の対象となる支払賃料が芦屋町内に所在する建物・土地の支払い賃料であること 
給付額など 提出書類	<p>提出書類などの詳細はホームページで確認してください。</p> 	<p>提出書類や給付額などの詳細はホームページで確認してください。</p> 	<p>提出書類や給付額などの詳細はホームページで確認してください。</p> 
申請期限	2月1日(日)	2月15日(日)	2月28日(日)
問い合わせ窓口	<p>税務課 課税係 (☎223局3534)</p>	<p>産業観光課 商工観光係 (☎223局3542)</p>	<p>産業観光課 商工観光係 (☎223局3542)</p>

★固定資産税の特例措置を拡充・延長

先端設備等導入計画の対象設備に事業用家屋、構築物を追加し、取得した設備に固定資産税が新たに課税される年度から3年間、税額を0円とします。取得期限は令和5年3月31日まで延長される見込みです。

▷問い合わせ ●税に関すること＝課税係 (☎223局3534)

●先端設備等導入計画に関すること＝商工観光係 (☎223局3542)